

令和5年度善意銀行
「障がい児・者への支援のための基金」
払出（助成）先の募集

西淀川区社会福祉協議会では、市民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品を基に、「善意銀行」を設置しています。この善意銀行に障がい児・者のために寄付をしたいといった指定のご寄付をお預かりしています。このご寄付を有効に活用させていただくため、障がい児・者への理解促進等を図ることを目的とする社会福祉施設・団体・ボランティアグループ・作業所等に対して払出の募集を行います。

- 1 払出対象 西淀川区内で障がい児・者への理解促進を図ることを目的とする社会福祉施設・団体・グループ・作業所等
法人格の有無は問わない。
※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
 - ・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
 - ・営利を目的とするもの
 - ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
 - ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
 - ・地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの
 - ・団体予算が500万円を超えているもの

- 2 対象事業 西淀川区内で障がい児・者への理解促進を図ることを目的とした活動

- 3 対象経費 令和5年度内に完了する事業に対する必要経費
 - (1) 諸謝金、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、交通費、会議費、雑費
 - (2) 自らの責任において負担すべき経費（通常の電話代や家賃、人件費・飲食費など）は対象外です。
 - (3) 月額料のようなランニングコストが発生する物品（コピー機やパソコンのリース料など）は対象外です。※この払出は、年度を単位としています。

- 4 払出額 1件10万円以内（総額100万円）

- 5 申請方法 払出申請書（第1号様式）に、①前年度収支決算書、②事業計画書、③収支予算書、④団体の定款や規約、⑤役員名簿を添付し、西淀川区社会福祉協議会まで提出してください。
※1団体1申請のみです。

- 6 申請期間 令和5年8月21日（月）～9月19日（火）必着

- 7 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。

なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- 8 決定通知 結果については、文書で通知します。(10月上旬予定)
《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》
- ・「払出請求書(第3号様式)」を提出
 - ・払出額を10月末までに振込予定
 - ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書(第4号様式)」及び必要書類を提出
- ※詳しくは、払出決定団体にお知らせします。
- 9 留意事項
- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
 - (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。
 - (3) 活動の実施に際して、西淀川区社会福祉協議会善意銀行から払出を受けていることを周知してください。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会(地域支援担当:長谷川安伸)
〒555-0013 大阪市西淀川区千舟2-7-7
電話番号(06)6478-2941 ファックス番号(06)6478-2945
メールアドレス:ny-tikatsu@tenor.ocn.ne.jp
ホームページ:<https://www.fukufuku.or.jp>